

第5章 プランの推進



1 プランの推進体制

区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

■ 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見をとりまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」において審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

■ 墨田区資源環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区資源環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言を求めます。

■ すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

■ 緑の推進会議

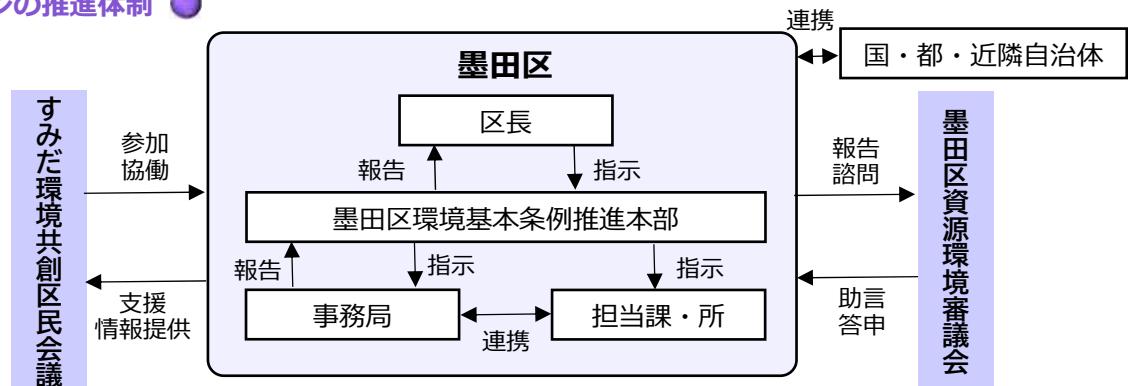
本プランに基づく緑化の推進を円滑に進めるため、区公共施設の緑化推進及び緑地保全について、関係部署が緊密な連絡および相互協力をを行う場を設けます。

■ 広域及び他分野の連携

国、東京都及び近隣自治体と緊密に連携し、共通する環境課題や地球規模の環境問題に対して、広域的な視点から効果的な取組を推進していきます。

また、本プランの推進を通じ、「社会・経済・環境」の多様な課題の総合的な解決を目指すために、環境以外の分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

● プランの推進体制 ●



2 プランの進行管理

PDCAサイクルにより、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組に反映します。また、社会情勢の変化、国及び都による計画内容の見直し、新たな技術革新、予期せぬ環境問題の発生など、環境保全分野を取り巻く状況は常に変化しているため、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

● PDCAサイクルによるプランの進行管理 ●

